

熊本大学こばと保育園

保育のしおり

(重要事項説明書)

広い園庭とベテラン保育士による充実した子育て支援を行っています。



こばと保育園は、昭和 45 年 4 月 1 日に子どもが生まれても仕事を続けたいというお母さん方の熱意と職員組合のバックアップによって誕生した職場内保育園です。長い間、運営委員会による自主運営を行っていましたが、男女共同参画推進事業の一環として現在の地に園舎を新設し、熊本大学直営として平成 21 年 4 月 1 日に開園しました。

令和 6 年 9 月作成

熊本大学こばと保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。保育の内容に関する事項等について説明するものです。

1 設置者

設 置 者 の 名 称	国立大学法人熊本大学
設 置 者 の 所 在 地	熊本市中央区黒髪2丁目39-1
代 表 者 氏 名	学長 小川 久雄

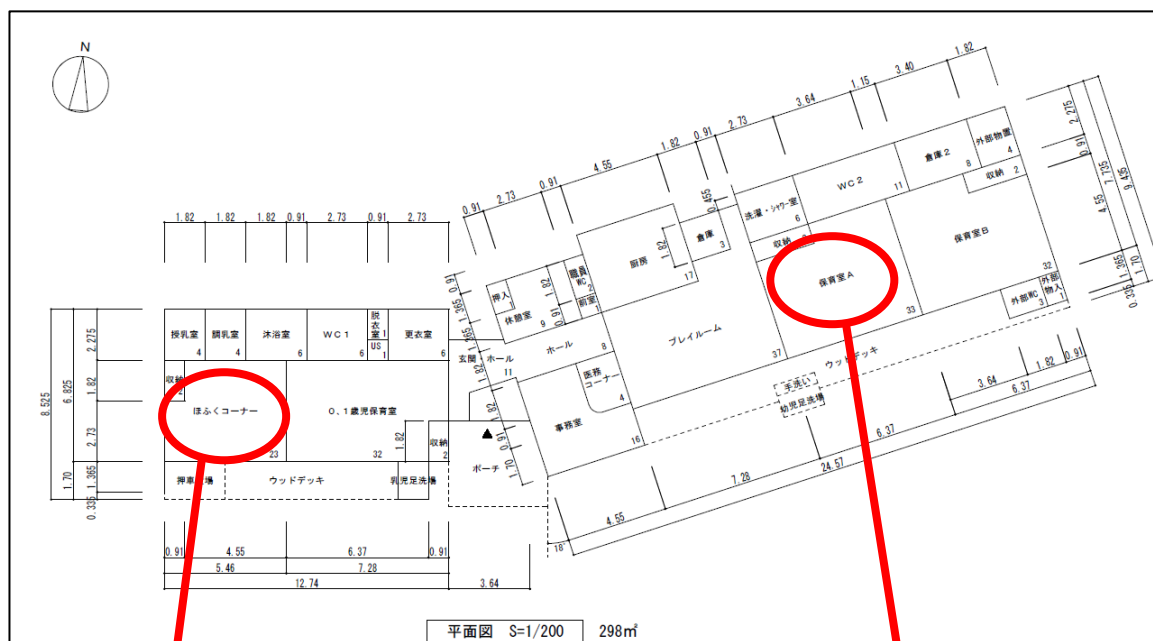
2 施設の概要

種 別	認可外保育施設	
施 設 の 名 称	国立大学法人熊本大学こばと保育園	
所 在 地	熊本市中央区九品寺4丁目24-1	
電 話 番 号 ・ F A X	096-373-5856	
施 設 長 氏 名	園長 水元 豊文	
開 設 年 月 日	平成21年4月1日	
ク ラ ス 編 成（定員） ※クラス定員は、園児年齢構成により多少の変更あり	42名	0歳～1歳児 ひよこ組 11名
		1歳～2歳児 りす組 12名
		3歳～5歳児 きりん組 19名
取 り 扱 う 保 育 事 業	基本保育、延長保育	

3 施設・設備の概要

園 舎	構 造	木造 1階建て	
	延床面積	298㎡	
施設設備の数と面積	ほふく室	1室	23㎡
	保 育 室	3室	97㎡
	遊 戯 室	1室	37㎡
	調 理 室	1室	17㎡
	調 乳 室	1室	4㎡
	授 乳 室	1室	4㎡
	幼児用トイレ	12個	17㎡
	事務室・医務室	1室	20㎡
	その他		79㎡
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場	1151㎡
敷 地 面 積			1707㎡

園舎平面図



4 保育理念・保育目標・保育内容等

保 育 理 念	こばと保育園は、人格形成の基礎を培う大切な乳幼児期を、子どもらしく伸び伸びと育てほしいと願い、自然とのふれあいのなかで心も身体も開放し、友達と一緒に共感したり葛藤したりしながら、個性と自主性を重んじ、家庭的な雰囲気の中で安心して過ごせるようにこども一人ひとりの心に寄り添う保育に心がけ、健康で心豊かな子どもの全面发展を目指しています。
保 育 目 標	次のような子どもの育成を目標にかかげています。 ①なまの感動、なまの体験を通して、みずみずしい感性を持った子ども ②色々な物事に興味や関心を持ち、小さな事にも感動できる子ども ③自分のことは自分でやりきろうとする子ども ④自分のかんがえていること、思っていることを言えると共に相手のことを思いやる子ども ⑤自然の恵みに感謝の心を持ち、友達を大切にする子ども
保 育 内 容	丈夫な体と心づくり ◆戸外で十分に体を動かし身も心も開放して伸び伸びと遊ぶ ◆泥あそび、砂あそび、水あそび、散歩などを行うことで、自然に親しみ五感を刺激し感性を豊かに、基礎体力と忍耐力をつける ◆リズムあそびでしなやかで伸びやかな心と身体をつくる ◆絵本、昔話、物語の読み聞かせを大事に、観劇(きりんぐみ)に触れる ◆良い文化に触れる ◆野菜づくりを通して、自然の恵みに感謝し物を大切にする心を育てる
そ の 他	本園は、子ども及び保護者とのコミュニケーションを大事にしていますので、保護者会に参加できる方の入園をお願いします。

5 職員体制

令和7年4月1日現在

施設長	1 人
保育士	10 人 ※1人は副園長、1人募集中
管理栄養士	1 人
栄養士	1 人
事務職員	1 人

6 入園資格

(1)保護者が、熊本大学の職員又は学生であること。
(2)熊本大学職員又は学生が養育する生後57日から小学校就学期前までの乳幼児

7 保育・教育を提供する日

開園日	月曜日～金曜日
休園日	土、日、祝祭日、夏季一斉休業、年末年始

8 保育時間

基本保育時間	7時10分～18時00分
延長保育時間	18時00分～20時00分

9 利用料金

保育料	入園料	15,000円
	基本保育料 (月額)	(1) 3歳未満 43,000円 (2) 3歳以上 37,000円 ※同一世帯から3歳未満の園児が2人以上在園する場合は、次のとおり基本保育料の一部を免除します。 2人の場合 高年齢の園児の基本保育料の半額が免除 3人以上の場合 最高年齢の園児にかかる基本保育料は全額免除 ※3歳以上の園児は月額37,000円まで、基本保育料(月額)が無償化(償還払い)されます。 ※0～2歳児については、住民税非課税世帯が無償化(償還払い)対象です。 参考：熊本市【幼児教育・保育の無償化】認可外保育施設等を利用する方の手続きについて https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=25037

	延長保育料	15分毎に200円
その他の経費 (月額)	給食費	0歳 5,500円 (※6ヶ月に達するまでは免除) 1歳 6,000円 2歳 6,500円 3歳以上 7,000円
	教材費	3歳未満 1,000円 3歳以上 1,500円
	保護者会費	600円 (一世帯)

10 支払方法

入園料：口座振込み
保育料・その他の経費：各個人の肥後銀行口座から振替納入
※絵本代、写真代等は、現金払いです。紛失防止のため、保育士に手渡ししていただくか、連絡帳に挟んでその旨をお伝え下さい。

11 保育園の一日

組 時	ひよこぐみ	りすぐみ	きりんぐみ
7:10～	随時登園 健康観察 自由あそび		
9:00	検温 排泄 おやつ	9:15 片付け 排泄	
9:30	お集まり 主活動	お集まり 主活動	お集まり 主活動
11:00 15 30	昼食 (離乳食・普通食) 沐浴(夏場)	昼食	昼食
12:00 15 30	午睡準備 午睡	午睡準備 読み聞かせ 午睡	午睡準備 読み聞かせ 午睡
15:00	おやつ		
15:30	自由あそび 随時降園		
18:00～20:00 延長保育			

12 給食等について

こども達に、おいしい安全な給食を提供するため、グリーンコープを利用したり、農家直送の旬の無農薬野菜も取り入れています。日本の食文化を大切に、行事食を工夫しています。

おやつも野菜を取り入れながら殆どが手作りです。

月1回は、お弁当の日があります。

13 入園に際して準備していただくもの

		ひよこぐみ (0歳)	ひよこぐみ (1歳)	りすぐみ	きりんぐみ
園児服		園児の服装は自由			
食 事 用	哺乳ビン	哺乳ビン(1本) 乳首(1個)		食事用エプロン (毎日1枚)	
	ミルク又は 冷凍母乳	ミルク 冷凍母乳			
	エプロン	よだれかけ	食事用エプロン (1~2枚)		
衣 類		・紙オムツ(布オムツ) 6~7枚 ・服、ズボン(上下別) 4組 ・ハンドタオル(手拭き) 1枚 ・下着(上下別) 4組 <夏> プール用 ・バスタオル、布パンツ		・紙オムツ3~4枚 ・トレーニングパ ンツ又はパンツ5枚程度 ・服、ズボン5~6組	・着替え2~3組 ・肌着、パンツ3組
お昼寝用		・敷き布団 ・毛布(冬用) ・バスタオル(夏用) ・タオル(枕用)		・敷き布団(夏場はゴザ) ・シーツ ・枕用タオル ・タオルケット(夏用) ・カバーを掛けた毛布(冬用)	
その他		・おしり拭き(トイレに流せるタイプ)ケース入り、詰め替え用 ・汚れ物入れ用ビニール袋 ・帽子 ・くつ		・汚れ物入れ用ビニール袋 ・歯ブラシ、コップ、手拭きタオル	

※すべての持ち物に名前を書いて下さい。

14 服装

- フード付き、レース付きの服、スカートは遊具に引っかかり、事故の原因になることもありますので、活動しやすい服装をお願いします。
- 長い髪は、ゴム等で結んで下さい。小さいビーズ付きのものは、落とした時に園児が口に入れることも考えられますのでご遠慮願いますまた、ヘアピン、カッチン留めも使用されないで下さい。
- 雨天で、長靴を履いてこられるときも、靴も一緒に持ってきて下さい。

15 保育園での安全衛生

(1) 衛生管理

- 園児が常に健康に生活できるよう環境を整えて保育します。
- 毎週お昼寝に使っている布団は持ち帰り、休み明けの日に、洗濯したシーツをかけて持ってきて下さい。
- 虫刺されの季節は、保育園で虫除けスプレーや蚊取り線香で対応します。日焼け止めを使う場合はご家庭で塗ってから登園して下さい。

(2) 安全管理

園児が安心して安全に過ごせるよう、万が一に備え万全の体制に取り組みます。

○うつぶせ寝について

園では園児の安全確保のため「仰向け寝」を基本とします。

16 保育園での健康管理

毎日健康で快適に園児が過ごせるよう、園児の健康管理には十分注意を払います。

- 送迎時には、園児の健康状態を確認します。
- 連絡帳・・・毎朝園児の健康状態を記入の上、登園をお願いします。その日の園での様子を記入の上お返しします。
- 園での投薬について
 - ・取り間違えないように、「与薬依頼票」を必ず提出して下さい。「与薬依頼票」に薬を貼って、飲まれる日は、毎日記入して持ってきて下さい。必ず保育士に手渡しして下さい。なお、塗り薬等についても「与薬依頼票」が必要です。
 - ・できる限り、朝夕2回、家で服薬等する薬の使用をお願いします。
 - ・「与薬依頼票」は、お配りしているものをコピーしてお使い下さい。
- 園児の健康状態について
 - ・健康状態は毎日把握することとします。
 - ・感染症にかかった場合には、必ずご連絡いただき、医師の許可があるまで休ませて下さい。

○予防接種により園児の状態が急変することがありますので、予防接種の際は1日お休みするか、午後の接種をお願いします。

○保育園は、抵抗力の弱い乳幼児が長時間の集団生活をする場所です。「他の園児」を守ること＝お子様の健康を守ることです。初期段階で集団感染を食い止めることが、保護者の皆様の就労を守ることにもつながりますのでご協力をお願いします。

○登園を控えていただく症状

当園は以下の症状が見られる場合は登園を控えていただくようお願いいたします。

感染症名	備考
麻疹（はしか） インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 風しん 水痘（水ぼうそう） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 結核 咽頭結膜熱（プール熱） 流行性角結膜炎 百日咳 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） 急性出血性結膜炎 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） その他伝染病	再登園は医療機関の医師の判断になります。再登園の際は、医療機関の医師の意見書を必ず提出して下さい。
手足口病 とびひ 伝染性紅斑病（りんご病） ヘルパンギーナ 溶連菌感染症 突発性発疹症 マイコプラズマ肺炎 流行性嘔吐下痢症（ロタウィルス・ノロウィルスなど）	一定の登園停止基準は設けられていませんが、発生や流行動向によっては、医師による登園停止の指示に従う必要があります。必ず受診の上、登園届（保護者記入）の提出をお願いします。 蔓延している時期に限っては、意見書を求めることがありますので、ご了承下さい。

○発熱

保育時間内に園児が38℃以上の熱が出た場合は保護者へ連絡し、お迎えの対応をお願いします。

○下痢・嘔吐に関して

食中毒などが疑われる場合があります。保護者と相談し、お迎えなどの対応をお願いします。

○アレルギー、ぜんそく、その他の疾病をお持ちの園児はお知らせ下さい。
体調の変化は個々のお子様により様々です。明らかに日頃の様子と違う場合は、保護者へ連絡する場合がありますので予めご了解下さい。

○習い事について

習い事は、お休みの日にされることをおすすめします。

17 登園・降園について

(1) 登園時間について

できるだけ、9時までに登園をお願いします。

(2) 欠席連絡について

欠席の場合は、事前連絡か、給食の準備もありますので、9時までに必ずをお願いします。

(3) 延長保育について

○お迎えが18時を過ぎるときは必ずご連絡ください。連絡帳の降園時間欄への記入、あるいは口頭でお伝え下さい。

○18時以降は「延長保育料」が発生します。お迎えの際、玄関横の「延長保育時間記載簿」に保護者の方がご自分でご記入下さい。

○お迎えが19時以降の時は、保育園で補食を提供します。

(4) 安全管理

○夕方のお迎え後は、保護者の方が園児をしっかりと見られて下さい。

保護者同士の立ち話の間に、園児たちが道路に出て事故に遭わないようよろしくお願いします。

○18時以降は安全のため施錠しますので、お迎えの際はインターホンを押して下さい。

○ご家族以外（例：叔母さん）の方がお迎えに来られる場合は、必ず保護者から保育園に事前にご連絡下さい。また、送迎者責任カードは必ず見えるように身に付けて下さい。

○ポストに指を挟んだ事故があったため、園児にはポストに触らないように伝えてあります。

○登降園時、保育園前道路への進入、通行は、最徐行をお願いします。

○習い事のための早めのお迎えの場合は、そのままお帰り下さい。原則として、お迎えの後は、園には戻れません。

18 年間行事

4 月	進級式、親子遠足
5 月	保護者会総会、歯科健診、小児科健診
6 月	クラス別懇談会
7 月	七夕のつどい、プール開き
8 月	夏祭り
10 月	運動会、芋掘り
11 月	人形劇観劇（きりんぐみ）、小児科健診、歯科健診、保育参観
12 月	クリスマス会、シルエット劇場（きりんぐみ）
1 月	発表会
2 月	節分（豆まき）
3 月	ひな祭り、お別れ遠足、卒園式

※ゴシックの行事は保護者の参加必須の行事です。

19 毎月の行事

★お誕生会	第四金曜日
★避難訓練	第二火曜日
★身体測定	月末
★お弁当の日	第三金曜日
※都合により、変更することがあります。	

20 保育園と保護者との連携について

・連絡帳・・・毎日記入をお願いします。
・こぼとだより&クラスだより・・・毎月発行 など

21 検診について

下記の検診を熊本大学病院の協力を得て実施しております。	
★小児科検診	毎年5月及び11月（熊本大学病院小児科）
★歯科検診	毎年6月（熊本大学病院歯科）

22 提携医療機関

医療機関の名称	熊本大学病院小児科、歯科口腔外科
所在地	熊本市中央区本荘1-1-1
電話番号	096-344-2111（代）

23 避難場所

避難場所の名称	熊本大学医学部保健学科構内
---------	---------------

24 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。 <近隣の緊急連絡先> <table border="1"> <tr> <td>警察署</td><td>熊本中央警察署：3 2 3－0 1 1 0 本荘交番：3 6 6－0 5 3 6</td></tr> <tr> <td>消防署</td><td>熊本中央消防署：3 7 1－0 1 1 9</td></tr> </table> ※防犯カメラを園内に複数台設置しておりますので、ご了承願います。		警察署	熊本中央警察署：3 2 3－0 1 1 0 本荘交番：3 6 6－0 5 3 6	消防署	熊本中央消防署：3 7 1－0 1 1 9
警察署	熊本中央警察署：3 2 3－0 1 1 0 本荘交番：3 6 6－0 5 3 6				
消防署	熊本中央消防署：3 7 1－0 1 1 9				

25 非常災害時の対策

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

26 賠償責任保険

無認可保育所総合保険に加入しています。

	施設・業務に関する事故	飲食物に関する事故
身体に損害を与えた場合	1名につき 5,000 万円	1名につき 5,000 万円 1事故につき 5 億円 1年間に付き 制限なし
	1事故につき 5 億円	
	1年間に付き 制限なし	
財物に損害を与えた場合	1事故につき 100 万円	
自己負担額	1事故につき 3,000 円	1事故につき 3,000 円

27 保育内容等に関する相談窓口

利用にあたって要望や苦情がある場合には、副園長または下記担当課までお申し出ください。申出は、ご本人に限らず、代わって家族の方からもお寄せいただくことができます。なお、プライバシーは必ず守りますので、ご安心ください。
--

○熊本大学こばと保育園副園長 熊本市中央区九品寺4丁目24-1 TEL：096-373-5856	受付時間： 平日8時30分 ～17時15分
○熊本大学総務部労務課副課長 熊本市中央区黒髪2丁目39-1 TEL：096-342-3325 Mail：sojn-fcyo@jimu.kumamoto-u.ac.jp	

28 個人情報の取扱いについて

本園では、国立大学法人熊本大学個人情報保護規則及び国立大学法人熊本大学個人情報管理規則に基づき、業務遂行に係る園児等の個人情報の適切な取得・利用・管理を行います。こばとだよりやクラスだよりは、園児の名前、誕生日、写真を掲載することがありますが、SNSへの掲載等にご遠慮いただく等取扱いにご留意願います。広報活動のためにこばとだより等を使用する際は、個人が特定される部分はマーキングを案内パンフレットなどで子どもの写真を使用するときは、マスキング等により個人が特定されない処理を行います。

29 カスタマーハラスメントについて

労働施策総合推進法が定義するハラスメントの定義を参考に、以下のような内容を例示いたします。これらに限られる趣旨ではなく、カスタマーハラスメントが発生した場合は、毅然とした対応を取らせていただきます。

なお、玄関に、録画・録音ができる防犯カメラを設置しておりますので、ご承知おき願います。

■身体的な攻撃

- ・職員に向かって物を投げたり、突き飛ばしたりする

■精神的な攻撃

- ・人格を否定するような言動
- ・侮辱的な言動
- ・長時間にわたり必要以上に何度も同じ内容で激しく叱責する
- ・他者の面前で大きな声で威圧的な叱責を繰り返す
- ・事実ではない事柄や、事実かどうか不明な内容を口コミやSNSなどで拡散する

■過大な要求

- ・当園が提供できない保育、教育の提供を強いる

■個の侵害

- ・職員の個人情報（住所、学歴、家族構成など）を聞き出そうとする

○国立大学法人熊本大学こばと保育園利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人熊本大学こばと保育園規則（平成21年3月27日制定）第13条の規定に基づき、国立大学法人熊本大学こばと保育園（以下「保育園」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(収容定員)

第2条 保育園の収容定員は、42人とする。

(休園日)

第3条 保育園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、園長が必要と認めたときは、休園日を変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

(保育時間)

第4条 保育時間は、次のとおりとする。

- (1) 基本保育 7時10分から18時00分まで
- (2) 延長保育 18時00分から20時00分まで

(利用資格)

第5条 保育園を利用できる者は、生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳児及び幼児を養育する国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）の職員(本学以外に本務を有する者を除く。)及び学生(研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生を除く。)とする。

(募集等)

第6条 保育園の利用を希望する者は、園長が指定する期間内に、所定の保育園入園申請書を園長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、収容定員に欠員があるときは、随時、入園を受け付けるものとする。この場合、保育園の利用を希望する者は、所定の保育園入園申請書を入園を希望する日の前日から起算して30日前までに、園長に提出するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、14日前までに提出できるものとする。

(入園の決定及び通知)

第7条 園長は、前条による申請があったときは、入園の可否を決定し、申請者にその旨を通知する。

2 前項の規定にかかわらず、次条に定める入園料が所定の期日までに納入されない場合は、入園の決定を取り消すことができる。

(入園料)

第8条 入園料は、15,000円とする。

2 入園料は、入園する日の7日前までに納入しなければならない。ただし、入園した園児が退園し、再度入園する場合には、入園料は徴収しない。

3 既納の入園料は、返還しない。

(保育料)

第 9 条 保育料は、基本保育料及び延長保育料とし、その額は次の表のとおりとする。この場合において、園児の年齢は、在園する年度の最初の日の前日の満年齢とする。

園児の年齢	基本保育料(月額)	延長保育料
3 歳未満	43,000 円	15 分ごとに 200 円
3 歳以上	37,000 円	

- 2 保育時間を超えて保育園を利用した場合の保育料は、延長保育料と同額とする。
- 3 基本保育料は、当月分を毎月末日までに納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 4 入園又は退園した日が月の途中である場合、基本保育料の日割りは行わない。
- 5 基本保育料は、園児の欠席又は通園停止の場合にも免除しない。
- 6 延長保育料及び保育時間を超えて保育園を利用した場合の保育料は、利用した月ごとに翌月末日までに納入しなければならない。

(基本保育料の免除)

第 10 条 同一世帯から 3 歳未満の園児が 2 人以上入園した場合は、基本保育料の一部を免除するものとし、その額は次のとおりとする。

- (1) 2 人 高年齢の園児に係る基本保育料の半額
- (2) 3 人以上 最高年齢の園児に係る基本保育料の全額

(長期の欠席)

第 11 条 1 か月以上の欠席を希望する利用者は、所定の保育園長期欠席申請書により、欠席しようとする日の 14 日前（当日が休日の場合は翌日）までに、園長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請した後、長期欠席期間の変更の必要が生じた場合は、速やかにその旨園長に報告し、登園に当たっては、園長の指示を受けるものとする。

(通園の停止)

第 12 条 園長は、園児又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該園児の通園を停止することができる。

- (1) 園児が感染症に罹患し、又は罹患している疑いがあり、他の園児の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 園児又は利用者が、この規則又は別に定める遵守事項に違反し、通園の停止が適当と認められるとき。
- (3) 自然災害等により、通園が困難と認められるとき。
- (4) その他通園の停止が適当と認められるとき。

(退園)

第 13 条 退園を希望する利用者は、所定の保育園退園申請書を退園しようとする日の 60 日前までに、園長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、7 日前までに提出できるものとする。

- 2 園長は、園児又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該園児を退園させることができる。

- (1) 園児が第 5 条に定める利用資格を失ったとき。
- (2) 園児又は利用者が、この規則又は別に定める遵守事項に違反し、退園が適当と認められる

とき。

(3) 第9条に定める保育料が所定の期日までに納入されず、督促しても納入されないとき。

(4) その他退園が適当と認められるとき。

3 前項第1号に該当する場合において、転園先が決まらないとき、又は5歳児であって転園を希望しないときは、当該年度末を限度として在園を認める。

(損害賠償)

第14条 園児又は利用者が、故意又は重大な過失により保育園の施設等を損壊し、又は滅失した場合は、利用者はその損害の全部若しくは一部を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、保育園の利用に関し必要な事項は、国立大学法人熊本大学こばと保育園運営委員会の議を経て、園長が別に定める。

附 則(平成21年3月27日規則第127号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に医学部附属病院が設置するこばと保育園の園児である者は、退園する者を除き、この規則の施行後の保育園の園児となるものとし、入園料は徴収しない。
- 3 平成21年4月に入園した園児(前項に掲げる園児を除く。)の入園料については、その納入期限を平成21年4月30日までとする。

附 則(平成21年6月22日規則第173号)

この規則は、平成21年7月1日から施行し、改正後の第8条及び第9条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年12月9日規則第352号)

- 1 この規則は、平成22年12月9日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に入園した園児に係る保育園の利用資格については、この規則による改正後の第5条の規定を適用せず、なお従前の例による。

附 則(令和2年2月3日規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月26日規則第244号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

(メモ)

お願い

このしおりは、大切に保管してください。

初 版 令和6年9月作成
第2版 令和7年4月改訂